

## 電気工事業登録証返納に必要な書類

提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。



チェック欄

1	登録証返納届	
2	有効期限が過ぎた登録電気工事業者登録証（原本） 登録が効力を失ったときは、その日から30日以内に返納の義務があります。	

### 申請書提出先

1. 長崎県産業労働部新産業創造課（受付及び返納）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 095-895-2632
2. 長崎県県北振興局商工観光課（受付のみ）  
〒857-8502 佐世保市木場田町3-25 0956-24-5287

### 提出方法

持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず「簡易書留」で送付してください。

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

長崎県産業労働部新産業創造課 電気担当 御中

切り取ってお使い下さい。

# 登録証返納届

年 月 日

長崎県知事様

〒 -

住所・氏名又は名称は登記事項証明書又は住民票の記載どおり正確に記入してください。  
登記事項証明書又は住民票の住所

氏名又は名称

法人にあっては  
代表者の氏名  
連絡先(電話番号) ( )

電気工事業の業務の適正化に関する法律第15条の規定により、登録証を返納します。

## 1. 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 長崎県知事登録第 号

## 2. 返納の理由

-----  
(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。